

入湯税特別徴収の手引き

平成27年12月
兵庫県芦屋市

◎はじめに

入湯税は、鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客に御負担いただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び芦屋市市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯客から徴収していただき、毎月、芦屋市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きを御覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続について御理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収に御協力いただきますようお願い致します。

1 入湯税の概要

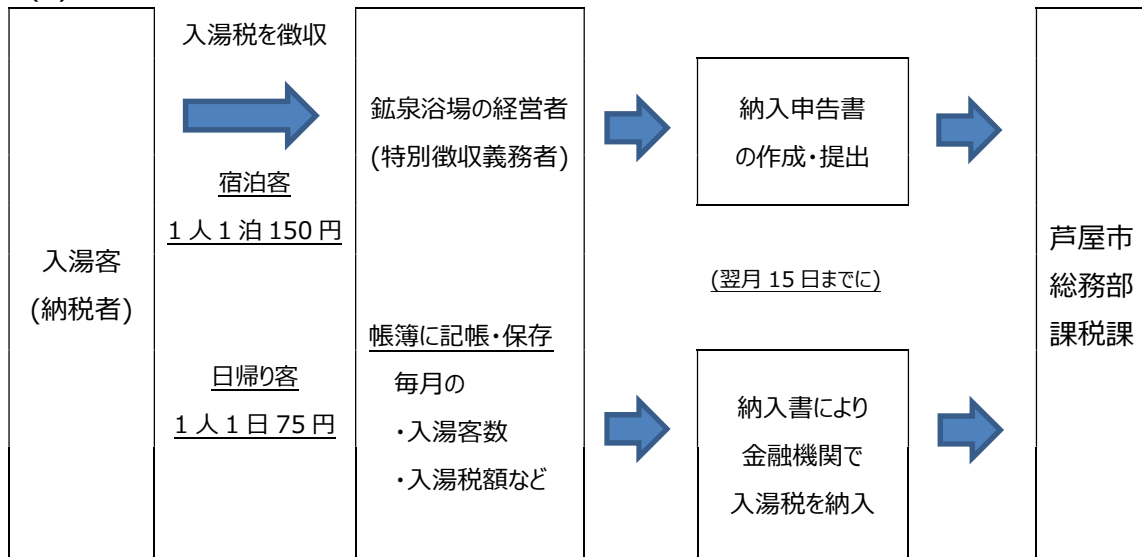
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によらなければならないとされています。

(1)芦屋市の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客
課税を免除される方	①一般公衆浴場(いわゆる銭湯)に入湯する方 ②市又は社会福祉法人等が設置した浴場に入湯する方 ③年齢 12 歳未満の方
税率	①宿泊客 1 人 1 泊につき 150 円 ②日帰り客 1 人 1 日につき 75 円
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法(地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法)による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場(温泉施設)の経営者
特別徴収の手続き	特別徴収義務者(鉱泉浴場経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を芦屋市に納入。
特別徴収義務者の申告	①鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を市長に提出。 ②①の内容に異動があるときは、直ちにその旨を市長に申告。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から 1 年間保存。

(2)入湯税納入の流れ



2 納税義務者

納税義務者は、市内の鉱泉浴場(温泉施設)において入湯した入湯客です。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

3 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1)年齢12歳未満の方

12歳未満の方は、課税が免除されます。

(2)一般公衆浴場(いわゆる銭湯)に入湯する方

「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活に密接な関係を有し、物価統制令の規定に基づき県知事が入浴料金を指定している銭湯などの施設をいいます。

4 税率

(1)宿泊客1人1泊につき150円

(2)日帰り客1人1日につき75円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき1回入湯税が課税されます。

5 徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

特別徴収とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、芦屋市に納入していただく方法です。

6 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営されている方です。

7 特別徴収の手続き

(1)納入申告書（条例第152条第3項）の提出

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2)納入書による納入

納入金については、毎月15日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、金融機関等を通じて納入書により納入してください。

8 延滞金・加算金

(1)延滞金

法定納期限内に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

①法定納期限の翌日から1月を経過する日まで

※各年の特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

②①の翌日以降

※特例基準割合に7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※特例基準割合:銀行の短期貸出約定平均金利を基にして財務大臣が告示する割合+1%

(2)加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 1 項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれが多い金額を超える部分については 5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合、または期限までに申告がないため、決定があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については、5%を加算 (地方税法第 701 条の 12 第 3 項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (地方税法第 701 条の 12 第 5 項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (地方税法第 701 条の 13 第 1 項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (地方税法第 701 条の 13 第 2 項)	不足税額×40%

9 経営申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した「経営申告書（条例第154条）」を提出してください。

(1)新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

(2)申告した内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告をお願いします。

10 帳簿(徴収原簿)の記載

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、①毎日の入湯客数、②入湯料金、③入湯税額を帳簿に記載し、1年間保存してください。(条例では1年間としていますが、可能な限り5年間保存してください。)

なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

11 実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査を行わせていただくことがありますので、御協力をお願い致します。